

令和 7 年度 佐田岬半島ミュージアム
企画展制作委託業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、伊方町文化交流施設「佐田岬半島ミュージアム」の令和 7 年度冬季企画展の制作委託業務の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務の概要

- ・佐田岬半島ミュージアムの企画展示室（66.10 m²）を主会場に開催する令和 7 年度冬季の企画展について、当館学芸員と連携しながら、佐田岬半島に関連したテーマで、企画・制作・広報などを制作実施し、展覧会を通じた人々の文化的交流のきっかけを創出する。

3. 業務の概要等

- | | |
|----------|--------------------------------|
| （１）業 務 名 | 令和 7 年度佐田岬半島ミュージアム企画展制作委託業務 |
| （２）場 所 | 伊方町塩成乙 2 9 3 佐田岬半島ミュージアム |
| （３）業務内容 | 佐田岬半島ミュージアムの企画展の企画・制作に係る業務 |
| （４）業務期間 | 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 0 日（予定） |
| （５）委 託 料 | （上限額）3,000,000 円 税込み |

4. 企画提案を求めるテーマ

伊方町出身の陶芸作家の企画展を実施するという想定で、展示コンセプト・展覧会コピー案・広報計画・メインビジュアルの案などについて、その内容を簡潔に説明できる書類を作成すること。また、アピールポイントがあれば、記載すること。

5. 参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書提出日現在において以下の要件を満たすものとし、受託事業者特定までの間に参加資格を有しなくなった場合、その時点で失格となる。

ア 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。

イ 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有していること。

ウ 伊方町入札参加資格停止措置要綱による入札参加停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にない者であること。

カ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者であること（再生計画の認可を受けた者を除く）。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は伊方町暴力団排除条例（平成23年伊方町条例第20号）第2条第3項に規定する暴力団員等が実質的に経営を支配する業者及びこれに準ずる者でないこと。

ク 本プロポーザルに関して、他の応募者の協力者（協力事務所）等になっていないこと。また、応募者に所属する者が、自ら応募者または他の応募者の協力者になっていないこと。

※協力者（＝協力事務所）とは、業務を実施する上で、応募者が業務の一部を再委託する者である。

ケ 本業務を遂行する能力を有すること。

6. プロポーザルのスケジュール

内容	日時（令和7年）
公募開始（ホームページに掲載）	10月29日（水）
質問書提出	11月7日（金）17：00 まで
質問に対する回答	11月12日（水）17：00 まで
参加表明書の提出	11月14日（金）17：00 まで
企画提案書等の提出	11月28日（金）17：00 まで
審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）	12月4日（木）※予定
審査結果の通知	12月5日（金）※予定

7. 参加表明書及び企画提案書の作成について

（1）参加表明書の提出

①提出書類（紙媒体）

	様式	提出部数
参加表明書	様式第1号	1部
業務担当予定者の資格・業務経歴	様式第2号	1部
協力事務所の名称等	様式第3号	1部
会社の概要がわかるパンフレット等	任意	1部

②書類作成上の注意事項

ア. 参加表明書及び関連資料は、別添の様式に基づき作成する。

イ. 用紙の大きさはA4判タテ（片面印刷）とする。

ウ. 背表紙及びファイル等を付加したものは不可とする。

③提出方法

ア. 持参する場合

提出期限まで（月曜日を除く）の各日午前9時30分から午後5時までに提出すること。

イ. 郵送する場合

提出期限必着とする。

④提出先

「13. 事務局」に提出すること。

（2）企画提案書の提出

①企画提案書等作成上の留意事項

ア. 提案書の提出は、1者1提案とし効率的かつ簡潔、明瞭に表現すること。

イ. 提案を補完するため、簡易な平面図・イメージ図等を使用（着色、彩色可）してもよい。

②提出書類

	様式	用紙サイズ	提出部数
企画提案書	様式第4号	A4（タテ）	1部
企画提案書表紙	様式任意	A3（ヨコ）	6部
企画提案書	様式任意	A3（ヨコ）	6部
見積書	様式任意	A4	6部

③書類作成上の注意事項

ア. 用紙は片面印刷とする。

イ. 印刷はカラーとしてもよい。

ウ. 企画提案書表紙から見積書までは表の順番でまとめ、左上1か所をホチキス留め、企画提案書（様式第4号）を添えて提出する。なお、背表紙及びファイル等を付加したものは不可とする。

④提出方法等

ア. 持参する場合

提出期限まで（月曜日を除く）の各日午前9時30分から午後5時までに提出すること。

イ. 郵送する場合

提出期限必着とする。

⑤提出先

「13. 事務局」に提出すること。

(3) 企画提案に関する質問

①質問の提出は、添付「質問票」の書式に記入し、原則として電子メールによるものとし、訪問や電話による質問は受け付けない。

②質問の提出先

佐田岬半島ミュージアム（担当：高嶋）

メールアドレス：k.takashima@town.ikata.ehime.jp

③質問書の記載事項

会社名、担当者名、電話番号、FAX番号、メールアドレス、質問内容

④回答方法

参加各社に対し、電子メールで回答する。

8. 審査の実施

事前に書類審査をおこなった上で通った者に対して審査を実施して、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 日程等

①期日：「6. プロポーザルのスケジュール」のスケジュールによる。

開始時間は決定次第通知する。

②場所：伊方町役場 庁舎3階会議室

③時間：概ね25分（プレゼンテーション15分、ヒアリング10分）

※順次個別に行う。順番は提出書類を受理した順に行う。

(2) 方法及び留意事項等

①プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という）に求める内容は、技術提案書の内容に関するものとする。

②プレゼンテーション等には、プロジェクターを使用しパワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いて説明することができる。また、補足資料として提案内容の拡大パネルの使用については可とする。なお、プロジェクター、スクリーン、電源は町が用意するが、その他の機材については提案者において用意すること。

③プレゼンテーション等に使用する資材は、技術提案書とし、内容の変更や追加は認められない。ただし、パワーポイント等使用のための編集については可とします。

④プレゼンテーション等の実施時に、自己のプレゼンテーション等の出席時間以外の会場への入室は認めない。

⑤プレゼンテーション等への出席は1者につき3名以内とする。

(3) 業者選定

①審査は評価委員会が行う。

②評価委員会は、企画内容、費用等の審査項目について、審査基準に基づき、各委員が個別に審査採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して、

最も高い得点を得た者を最優秀者として選定し、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行い次点者1者を選定する。

③評価委員会は非公開とする。

(4) 結果通知

選定結果は、選定後すべての業者に通知するが、通知後の問い合わせについては応じられないので、予め了承されたい。

9. 契約の締結

- (1) 最優秀提案者に選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調の場合は、順位が高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約交渉にあたっては、企画提案の業務内容を尊重するが、本業務の目的達成のため、町と契約候補者との協議により、契約締結段階での項目の追加、変更、削除を行えるものとする。従って、契約候補者の決定をもって、企画提案書に記載された前内容を承認するものではない。

10. 失格

次の各号に該当した場合は失格とします。

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 提出書類に不足があった場合
- (3) 企画提案書に虚偽の記載がある場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 当該事案に関して、この要領に定める以外の方法により、関係者に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合

12. その他

- (1) 企画提案に要する経費については、提案者負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 本企画提案に係る提出書類について、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (4) 企画提案書を提出する意向がない場合には、提出期限までに文書又はFAXにて回答すること。

13. 事務局

796-0506 愛媛県西宇和郡伊方町塩成乙 293 佐田岬半島ミュージアム 高嶋
TEL : (直通)0894-21-3400